

○経済産業省告示第 号

計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）別表第四の規定に基づき、平成三十年経済産業省告示第七十五号（計量法施行規則第四十一条第一号ただし書及び第三号ただし書並びに別表第四の規定に基づき経済産業大臣が別に定める場合及び経済産業大臣が別に定めるものを定める件）の一部を次の表のように改正し、公布の日から施行する。

令和 年 月 日

経済産業大臣 名

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一条（略）	第一条（略）
第二条 規則別表第四の第二欄にそれぞれ掲げる 経済産業大臣が別に定めるものは、次の表の上 欄に掲げる事業の区分及び中欄に掲げる特定計	第二条 規則別表第四の第二欄にそれぞれ掲げる 経済産業大臣が別に定めるものは、次の表の上 欄に掲げる事業の区分及び中欄に掲げる特定計

量器その他の器具、機械又は装置に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

規則別表第四 の事業の区分	特定計量器そ の他の器具、 機械又は装置	経済産業大臣 が別に定める もの
(略)	(略)	(略)
ル 四 音圧レベ	イ 音圧レベ ル校正器	日本産業規格 C1515(1 004)に規定 するクラス1 のもの又は日

量器その他の器具、機械又は装置に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

規則別表第四 の事業の区分	特定計量器そ の他の器具、 機械又は装置	経済産業大臣 が別に定める もの
(略)	(略)	(略)
ル 四 音圧レベ	イ 音圧レベ ル校正器	日本産業規格 C1515(1 004)に規定 するクラス1 のもの

(略)	(略)	本産業規格 1515(10) 10)に規定す るクラス1の もの	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)